

2018年度 経過報告

1. 障がい者福祉の制度をめぐる動き

我が国が国連の「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を批准し、締約国として歩み始め

て5年が経過しました。2015年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。内閣府の作成したリーフレットには、『障がいのあるなしに関わらず、すべての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。』という解説と共に、『不当な差別的取り扱い』の禁止と『合理的配慮』の提供が公的機関や事業所に求められることを記しています。こうした法制度の前進の中で障がい児者の生活と権利を保障する取り組みは地道に進められてきました。

しかし、一方では障がい児者、高齢者、子どもに対する殺傷事件や虐待、長期間にわたる家族による監禁など悲惨な事件が後を絶ちません。また、昨年中央省庁などによる障がい者雇用の水増しが明らかになり、各方面に大きな問題を投げかけました。現在開催中の国会で雇用促進法改正案が提出・審議され、可決成立の見通しですが、「通勤支援の検討」「自宅等での就業機会の確保」などの課題は附帯決議として残されています。さらに優生保護法下で行われてきた強制不妊手術や「新型出生前診断」実施の施設条件緩和の方向なども基本的人権、生存権に関わる重要な課題です。

なぜこのような事件が繰り返されるのか、再び起こさないためにこれからどうしていけばよいのか、これらの事件の根本に共通する『優生思想』、生産性重視の考え方についての論議を深め、

この国のあり方を問い直すとともに、私たちすべてに関わる重い課題としてしっかりと受け止めていかなければなりません。

また、2017年5月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律」（地域包括ケア強化法）が衆参両院ともに十分な審議を尽くされないまま、可決成立しました。31もの法律の一括改正、「『我が事・丸ごと』地域共生社会」の実現に向けての第一歩と位置付けられましたが、公的サービスをさらに「商品化」とするとともに住民同士の「助け合い（互助）」を法律でしぼることが推し進められるなかで2018年3月には、3年に一度の障害分野の報酬改定が行われました。

昨年の報酬改定は、就労継続支援事業所や放課後等デイサービス、相談支援など幅広い分野で様々な影響が出ています。放課後等デイサービスについて見れば、医療的ケアへの評価が手厚くなり

医療的ケアの必要な子どもの受け入れの拡充が期待できるといった前進面もありました。しかし、個々の子どもの支援の必要度を「厚労省が定めた指標によって判断」して区分けし、従来は一律だった単価設定が「指標該当」と「それ以外」に二分されたこと、一日のサービス提供時間が短い事業所について短時間報酬が設定されたこと、送迎の費用が切り下げられたことなど、より複雑でわかりにくい制度となりました。こうした制度改定は、利潤追求型の事業者の撤退には必ずしも結びつかず、むしろ人員配置を手厚くしている事業所の経営を圧迫する結果を招きかねません。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が昨年改

正されました。その改正では、まず法の理念として、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」が、国及び国民の責務として明記され、公共交通事業者によるハード・ソフト両面で一体的なとりくみをすすめることなどが謳われています。バリアフリーのまちづくりに向けた地方自治体の具体的なプランづくりについても規定されています。

障がいのある人たちの切実なニーズに応えられる地域づくりのためには、こうした制度の改変、政
治の動向にしっかりと目を向けながら、当事者・家族・関係者が手を携えて行政に声を届けるとりくみが必要です。

支援の質に関わる指針として、厚生労働省は2015年4月、放課後等デイサービスガイドラインを策定し
併せて2016年には設置基準の一部を改定しました。引き続き、2017年には児童発達支援ガイドラインが策定されました。「子ども本人の意思を尊重し、子ども本人の最善の利益を考慮することが必要である」と明記されています。当法人で実施している日中一時支援等においてもこれらのガイドラインの大切な部分は生かしていきたいと思えます。

川崎市でも、国の法改正を受けてさまざまな影響がありました。

2018年3月には第4次ノーマライゼーションプラン（改訂版）が発表され、併せて第5期川崎市地域福祉計画（2018～2020年度）が発表されましたが、このプランには基本理念として「自立と共生の地域社会の実現」を掲げ、「ライフステージに応じた総合的な支援体制の構築」「多様な

主体の参画によるともに支え合う地域の実現」「だれもが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進」という3つの視点が中心に据えられています。そして、障がい者施策に関する計画は地域包括ケアシステムのなかに大きく包み込まれています。具体的に、2020年までの第5期計画として掲げられた数値目標の実現に向けてこの一年間のとりくみが進められてきました。しかし、川崎市単独の事業として地域生活に密着した支援が行われてきた生活サポート事業（あんしんサポートやファミリーサポートなど）については計画には全く触れられていないため、当法人の担っているこれらの事業が川崎市の施策の中にどう位置付けられ、今後どうなっていくのかは不透明です。これまで利用してこられたみなさんの今後の生活に直接関わり、不安な面もあります。

最近、相談を受ける通学・通所やみまもりなどの事例は、深刻で、複雑な事情を抱えておられることが多く、より専門的な知識や力量、経験をもったスタッフが求められています。ところが、市単の地域生活支援については報酬改定が全くなされていないため、正規の職員としてそうしたスタッフを雇用することは困難な状況です。一方で神奈川県最低賃金の改定、物価の上昇や10月からの消費税アップを控え、会の財政は一段と厳しくなる状況です。

こうした状況の改善を図るため、より積極的に会員はじめ利用者のみなさんの声を行政に届けるよう努めていく必要があります。

こうした複雑な状況の中でも、人権・基本的自由の享有、人としての尊厳の尊重、などなど、さらに、前進するよう、法人としても努めていきたいと思っております。

2. わになろう会全体のとりくみ

上記のような状況のなかで、わになろう会ではこの一年間も当事者・ご家族の地域生活を支えるためにできる限りのとりくみを進めてきました。公的制度に則って事業の継続をはかるため、次の通り、行政との協力や委託契約の締結や申請書の提出をし、それぞれの事業にとりくみま

した。

- ☆ 中原区子どもの発達支援事業（就学前） 中原区の事業に当法人が担当者を派遣し、保護者セミナーの運営に協力してきました。
- ☆ 川崎市移動支援事業等従事者養成事業 新規補助金申請 H30年4月1日～H31年3月31日
- ☆ 自家用有償旅客運送者登録申請 登録の継続申請 H30年9月11日～R3年9月10日
- ☆ 移動支援事業・生活サポート事業申請 指定事業 H30年10月1日～R6年9月30日
- ☆ 居宅介護従事者等養成研修事業者指定申請（神奈川県） H27年11月25日
- ☆ 地域活動支援センター[Seeds]事業者申請 H30年4月1日～H31年3月31日
- ☆ 日中一時支援障害児者一時預かり事業者指定申請 H26年4月1日～R2年3月31日
- ☆ 日中一時支援障害児者一時預かり事業者指定申請（麻生） H30年4月1日～R6年3月31日
- ☆ 生活介護事業（りあん）指定申請 H30年4月1日～R6年3月31日
- ☆ 行動援護事業指定申請 H30年10月1日～R6年9月30日
- ☆ ふれあいガイド（企画型）事業届出 那須ツアー 年間3回 毎年5月届出
夏休みを楽しくすごす会」 8月6日～9日 4日間

注 下線の事業は2018年度に新規または更新の申請をしたもの

これら、地域生活のニーズに応えとりくみを懸命に続けていますが、日々通学通所などの支援を必要としている人たちは増え続け、支援スタッフの不足により要望に応え切れていないという現実があります。支援スタッフの高齢化という切実な問題もあり、新たな従事者の養成とともに制度の改善・整備・充実も大きな課題です。年度末には当法人のすべての利用者を対象としたアンケート調査を実施し、ご利用に関してどのような感想・意見を持たれているかを明らかにして、2019年度当初に実施した支援者の研修・交流会の参考としました。 <総会資料の調査結果参照>

3. サポートハウスわにの家を拠点として、次の事業にとりくみました。<詳しくは事業報告

参照>

- 相談（契約に基づかないフリーな相談・自主事業）
- **障害児一時預かり**（対象：原則として、3歳児～小学生）

- **障害者**一時預かり（対象：成人）
- 移動支援・あんしんサポート・ファミリーサポート・ふれあいガイド（企画型）
- 行動援護事業（新規）
- 移動支援等従事者養成研修事業（川崎市 委託から補助事業に変更）
- 福祉有償運送事業
- 発達支援事業・保護者セミナー（中原区への協力 対象：就学前幼児の保護者）
- 進路学習会、映画会、研修、会報発行 などなど

4. 麻生区での活動もますます大きくひろがってきました。＜詳しくは事業報告参照＞

- 障害児者一時預かり 麻生として独立申請し、事業所開設
ぶらりば（You-Youクラブ・自由工房・P-Place・P-Place 2）
- 地域活動支援センター Seeds 2014年4月にスタートして5年経過
- 生活介護事業所（りあん）の開設

5. 法人としての体制の整備

- 年間7回の理事会開催、理事会を行わない月には月例会を行い、会の運営について相談、決

定を

してきました。夜の会議に参加が困難な理事も多く、書面出席者が増えています。2018年度は

年間を通して18：30からの開催を続けてきました。

- 川崎北労働基準監督署の立ち入り調査、指導に基づき、就業規則を作成し、届出をして6年が経過しました。休業補償・安全推進担当者の配置など当法人で働かれる皆さんが安全に安心して働ける条件はかなり改善されましたが、現実の日々の活動の中での休憩時間・有給休暇の保障などの規則の遵守は依然として難しい課題です。

さらに、2014年2月には当法人で週30時間以上勤務されている人たちを対象に、健康保険、厚生年金への加入手続きをおこないました。対象者は、事業の拡大とともにすこしずつ増え、2018年度末には19名となり、今後も従事者の皆さんの勤務状況に応じて対応していく予定です。また、労働保険については、労災保険はすべての従事者を対象に掛金を負担してきました。週20時間以上の勤務をされている皆さんを対象とする雇用保険についても加入手続きを完了し、2018年10月から保険料の振り込みを始めることができました。2018年度末の加入者は22人です。

- 所得税の源泉徴収に関して、2015年11月川崎北税務署からの立ち入り調査があり、以後指摘された内容の改善を図ってきました。この法人の事業に携わり、僅かでも報酬を受け取られている従業者の皆さんの理解と協力により源泉徴収がスムーズに実施されています。

- 事業の拡大に伴い、財政の規模も大きく膨らみ、会計処理が煩雑になってきたため、2013年度からNPO法人の新会計基準に即応した会計ソフト「会計王」を採用し、会計処理の合理化を図ってから6年経ちました。会計事務担当者はソフトの活用に慣れては来たものの、適切な会計処理については専門家の指導助言がときに必要な状況です。

6. 他団体との連携、主な活動

(1) 地域のネットワーク

- ① 障害者地域自立支援協議会 2017年度は、専門委員会に分かれての活動に継続してとりくみました。中原区では児童委員会に参加しましたが、毎月の参加はできませんでした。麻生支部では麻生区の自立支援協議会等に参加しました。
- ② 中原区社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会に所属、ボランティアセンター主催の研修の企画について話し合いに参加しました。
- ③ 中原区総合子どもネットワーク会議に参加、有益な情報交換ができました。
- ④ 中原区子どもの発達支援事業検討会に参加、保護者セミナー等の事業にスタッフを派遣するなどの協力をしました。

(2) 全市的なネットワーク

- ⑤ 豊かな地域療育を考える連絡会に参加。定例会および夏休みを楽しくすごす会や11月23日のフォーラムなど、イベントの企画、運営に主体的に携わってきました。
- ⑥ 川崎市NPO法人連絡会に加盟。月に1回の定例会やNPO法人の運営についての学習会など
についても、2018年度は参加することができませんでした。
- ⑦ 川崎障害児者問題研究会、運営委員会に参加。年1回の研究集会（第39回）の企画・運営に主体的に携わりました。

< 年間活動報告 一覽 参照 >